

No.734 積層フィルムに関する本事件第1項発明と比較対象発明を対比した結果、数値限定構成が比較対象発明の対応構成とは異なる課題を解決するための技術手段としての意義を持っており、その効果も異質なものであると見ることが相当であり、数値限定の臨界的意義があるか否かとは関係なく、本事件第1項発明が比較対象発明から容易に発明することができるものではないとした事例

2011.5.27 宣告 事件番号 2010-6492 拒絶決定（特）

**判示事項** 積層フィルムに関する本事件第1項発明と比較対象発明を対比した結果、数値限定構成が比較対象発明の対応構成とは異なる課題を解決するための技術手段としての意義を持っており、その効果も異質なものであると見ることが相当であり、数値限定の臨界的意義があるか否かとは関係なく、本事件第1項発明が比較対象発明から容易に発明することができるものではないとした事例

#### 判決要旨

本事件第1項発明は、熱可塑性樹脂フィルムの少なくとも片面に組成物(A)とエポキシ架橋剤(B)を50重量%以上含む積層膜が積層される、組成物(A)はポリチオフェンとポリ陰イオンからなる組成物又はポリチオフェン誘導体とポリ陰イオンからなる組成物で(以下、「構成1」という)、また、上記積層膜の中にエポキシ系架橋剤(B)が25~85重量%含有される(以下、「構成2」という)、また、上記積層膜は組成物(A)中に架橋剤(B)が存在する構造を持ち(以下、「構成3」という)、ヘイズが2%以下(以下、「構成4」という)を特徴とした積層フィルムである。

構成1は比較対象発明2の対応構成と実質的に同じものである。

比較対象発明1は、構成2の数値限定の前提になるエポキシ系架橋剤を構成成分として含む構成自体を具備していないので、構成2は比較対象発明1とは比較することはできない。また、比較対象発明2は構成2の数値限定の前提になるエポキシ系架橋剤を構成成分として含む構成自体は具備しているが、その含有量(数値)を限定する構成はなく、実施例に現われる対応数値は構成2の数値範囲に比べてかなり小さな値である。

その上に比較対象発明2はエポキシ系架橋剤を水性コポリエステルとの架橋反応を目的に使い、アルカリ処理液の中で積層膜の接着性を高めるものであり、このほかにエポキシ系架橋剤によって解決できる目的や技術的課題に関しては何らの開示や暗示はない、しかし本事件第1項発明の構成2のエポキシ系架橋剤含有構成は比較対象発明2とは異なり、エポキシ系架橋剤(B)が組成物(A)中にある構造を成しており、そのような構造によって延伸工程での追従性が向上する高水準の帯電防止性を維持しながらも透明性に優れており、白化現象が抑制されるように作用するものである、明細書に構成2のエポキシ系架橋剤(B)の含有量限定に対する技術的意義も示されており、実施例と比較例を対比した実験結果にも

その効果が現われている。

したがって、本事件第1項発明の構成2のエポキシ系架橋剤を含む構成は比較対象発明2とは異なる課題を解決するための技術手段としての意義を持っており、その効果も異質的な場合と見ることが相当で、その含量を数値限定した本事件第1項発明の構成2は、数値限定の臨界的意義があるか否かとは関係なく、通常の技術者が比較対象発明2の対応構成から容易に導出することはできない。

また、比較対象発明には構成3、4に対応に相当する構成が全く示されていない上に、構成3、4はエポキシ系架橋剤(B)及びその含有量数値限定構成と有機的に結合して発明の効果を発現させる構成であるため、通常の技術者が比較対象発明から容易に導出することはできない。

本事件第1項発明は比較対象発明によって進歩性が否定されるものではない。

参照判例 大法院 2010年8月19日宣告 2008-4998号判決